

「WTOー日本の産業界への影響」

日本国際戦略センター代表 国際政治経済評論家 古川栄一氏

1995年1月、GATTの執行機関としてWTO（世界貿易機関）が設立された。最恵国待遇は義務化され、市場アクセスと内国民待遇については加盟国が自主的に適用を申し出る。例外として、発展途上国に対するGATT18条の適用、地域主義の承認を認めている。また、特例として、適用除外（米国のタバコ、ピーナッツなどの数量制限）や新規加盟国に対する35条の適用が認められている。対抗措置としては、反ダンピング制裁、相殺関税、セーフガードが認められている。知的所有権（貿易関係）は、従来の著作権条約や工業所有権の規定を補強・拡大したもので、その対象をコンピュータ・プログラム、映画やビデオのレンタル、集積回路の回路設計図を含め、商標権にはモノに対するものの他、サービス・マークや原産国を示す「ボルドー・ワイン」「ポート・ワイン」などの表示も含まれる。これまで現地調達率や輸出入バランスなどに関して現地国政府が行ってきた要求は、5年以内に廃止する。

WTOでは、1国でも賛成すれば他の国々が積極的に反対しない限り決定出来るネガティブ・コンセンサス方式を採用し、紛争処理を行なうこととした。また、ある国の措置に関し、WTOに提訴すれば、WTOでの決定が行われるまで一方的な措置はとれない事になった。しかし、アメリカは、WTOに加盟していない国々やWTOに含まれていないサービスなどについては、積極的に301条の適用を行おうとしている。また、アメリカは労働基準が満たされていない国の産品に対して貿易を制限しようとしているが、これは新しい南北対立の種になりかねない。

産業界に対する衝撃を緩和するために、繊維貿易協定の撤廃などは10年かけて行い、さらに、緊急輸入制限の適用は、原則4年以下、最高でも8年以下に限定された。農産物の輸入に関しては、数量制限は原則禁止、すべて関税化される。ただ、日本には例外として6年間関税化が猶予され、その間最小輸入枠(3～5%)を設ける事が認められた。私は圧力をかける国家があるかぎり、保護は必要と思う。ただし、保護の水準を上げる事は認められていない。

貿易と環境、貿易と労働、競争政策、地域主義などがWTOにおける交渉対象として提案されている。中でも世界的な貿易の自由化と地域主義による貿易自由化との関係の問題は、次期ラウンドで採り上げられるだろう。世界の工業国のどこをとっても、もはや自給自足出来る国はなく、相互に補完し合ってこそ、近代国家として成り立っていける。先進工業国のローテク産業は発展途上国へと移管されるが、これを補うだけのハイテク産業が興り、それを保護するための知的所有権は強化される。したがって、先進工業国にとってWTOは、国境をなくし経済規模を拡大させるという良い面の影響の方が大きい。